

6 残業代が支払われない。

(相談内容)

会社で経理を担当しており、仕事が集中する月末は、残業しないと仕事が終わらないので自分の判断で残業していますが、残業代が支払われません。支払ってもらうことはできないのでしょうか。

(回答)

労働時間は、原則として週40時間かつ1日8時間が上限（法定労働時間）ですが、使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合か労働者の過半数を代表する者との労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、労働者に対し法定労働時間を超えて労働させることができます。また、法定労働時間を超えて労働させた場合には、2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

この労働時間とは、一般に「労働者が使用者に労務を提供し、労働者が使用者の指揮命令下に現実に置かれている時間」とされています。ですから、労働者が使用者の命令ではなく任意で残業しても、その時間は労働時間とはみなされず、会社に残業代を支払ってもらうことはできません。

ただし、文書や口頭での明示がなくても、指示された仕事の内容から客観的に判断し、使用者が残業を命令したと認められるケースもあります。これを「黙示の残業命令」と言います。

御相談では、明らかな残業命令がないまま自主的に残業しているようですが、経理という仕事上、期限内に事務を処理しなければならず、残業しなければ終わらないということであれば、会社はあなたが残業することは容認していたと考えられます。その場合、黙示の残業命令があったものとして、残業代を支払ってもらえる可能性があります。

トラブルにならないためにも、残業する必要がある場合には、上司に申請して承認を得て行うようにしましょう。

【参考条文】

◎労働基準法

(労働時間)

第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第37条 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。(以下略)